



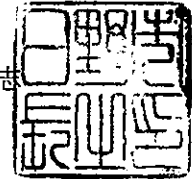
日野市告示第147号

日野市立湯沢福祉センター指定管理者の募集について

日野市立湯沢福祉センターについて、日野市立福祉センター条例（昭和41年条例第12号）第16条に規定する指定管理者に管理を行なわせるため、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年日野市条例第20号）第2条の規定に基づき、下記のとおり指定管理の指定を受けようとする法人その他の団体を募集する。

令和8年6月17日

日野市長 古賀 壮志



1. 公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要

(1) 施設の名称

日野市立湯沢福祉センター

(2) 施設の規模等

①所在地 日野市程久保873番地

②施設概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 規模 地下1階、地上2階建て

ウ 延床面積 968.28㎡

エ 建築時期 昭和50年

オ 主な設備 老人娯楽室、集会室、福祉講座講習室、

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

(1) センター条例に掲げる施設の使用に関する業務。

(2) 湯沢福祉センターの使用の許可に関する業務。

(3) 湯沢福祉センターの施設・物品等の維持及び管理に関する業務。

(4) 湯沢福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務。

(5) 指定事業としての「元気高齢者交流事業」の実施に関する業務

(6) その他、湯沢福祉センターの管理上必要と認める業務。

3. 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4. 指定を受けるために必要な資格

（1）応募資格

同種の施設の管理運営の実績を有する、法人その他の団体（特定非営利活動法人を含む）若しくはそれらのグループであること。

（2）応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は応募することができない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により日野市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正又は再生手続きを開始している団体。

③役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。

④地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消してから2年を経過しないもの。

⑤日野市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月28日条例第20号）第10条の規定に抵触することとなるもの（兼業の禁止）。

⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの。

⑦応募団体またはその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員、並びにそれらの利益となる活動を行うもの。

⑧国税又は地方税を滞納しているもの。

⑨日野市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が経営又は運営に関与しているもの。

⑩管理運営業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの。

5. 申請に必要な書類

（1）申請書類 12部（原本1部、原本の写し11部）

①指定管理者指定申請書（第1号様式）

②団体概要（別記様式1）

③事業計画書（5年間）（別記様式2）

④自主事業実施計画書（5年間）（別記様式3）

⑤要員配置計画書（5年間）（別記様式4）

⑥収支計画書（5年間）（別記様式5）

(2) 添付書類

- ①定款、寄付行為、規則その他これらに類するもの
- ②申請書を提出する日に属する会計年度の事業計画書及び過去2年間の事業報告書
- ③法人の登記事項証明書
- ④人員表（前年度の決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数）
- ⑤法人税、消費税の各納税証明書（直近3年間）
- ⑥貸借対照表・収支決算書（直近3年間）
- ⑦損益計算書（直近3年間）

6. 申請期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月6日（月）

7. その他

詳細は、公表する募集要項及び管理基準書を参照すること。

担当部署

日野市健康福祉部高齢福祉課福祉係

日野市神明1-12-1

電話 042-514-8495（内線2413）